

総務課

☎084-33330

▼登記相談所の開設に  
ついで

広島法務局福山支局では、次のとおり「登記相談所」を開設します。相談は無料で、秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

●役場本庁  
○日時 10月11日(火)

●役場油木支所

○日時 10月19日(水)  
\*いずれの会場も午前10時、午後3時まで

○相談員

広島法務局福山支局職員

○相談内容

- ・相続や登記の問題
- ・登記申請の手続き
- ・地図・登記簿の見方
- ・土地の境界の問題

▼平成23年度 中国・四国ブロック  
緊急消防援助隊合同訓練開催

福山市を震源とする大規模な地震が発生し、広範囲に甚大な被害が発生したことを想定して大規模訓練を実施します。

どなたでも見学できますので、ぜひお越しください。

開催日 10月20日(木)・21日(金)

場所 福山市箕沖町埋立地 他

【参加部隊】

○中国・四国ブロックの緊急消防援助隊

消防隊員 約500人

消防車両 約100台

ヘリコプター 12機

○協力機関

陸上自衛隊、海上自衛隊、

第六管区海上保安本部

広島県警察本部、

DMA T指定医療機関、福山市、

尾道市、福山市消防団等

【訓練内容】

20日(木) 午前9時～

○本部等設置運営訓練

部隊参集訓練

広島県庁・福山地区消防組合消

防局・尾道市消防局他

○野営訓練

竹ヶ端運動公園

21日(金) 午前9時30分～

○部隊運用訓練

箕沖町埋立地

①災害情報収集・伝達訓練

②トンネル災害対応訓練

③孤立者救出訓練

④石油タンク火災対応訓練

⑤毒・劇物災害対応訓練

⑥中高層建物消火・救出訓練

⑦土砂災害対応訓練

※広域搬送拠点臨時医療施設運営訓練

お問い合わせ先

福山地区消防組合消防局

総務部総務課内

(福山市沖野上町五丁目13番8号)

平成23年度中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練

実行委員会事務局

☎084・928・1191

FAX 084・924・8474

住民課

☎084-33334

福祉課

☎084-33335

▼運転免許証を自主返納された高齢者の方に住基カードの交付手数料を免除します

町では、高齢者の交通事故の減少を図るため、運転免許証を自主的に返納した高齢者の方を対象に、公的身分証明書となる住民基本台帳カードの交付手数料(500円)を免除します。

●実施時期

平成23年9月1日(木)から実施

●対象者(次の内容に全て該当する方のみとなります。)

(1) 神石高原町に住民登録のある満70歳以上の方

(2) 平成23年9月1日以降にすべての免許の取り消しを申請し、運転免許証を返納された方又は平成23年9月1日以降

運転免許証の更新を受けず、有効期限満了後1年以内の方

(3) 住民基本台帳カードの交付を受けていない方

●申請の方法

【すべての免許の取り消しを申請し、運転免許証を返納された方】

【持参するもの】

・公安委員会が発行した「申請による運転免許証の取消通知書」

・本人確認ができる書類

(旅券、保険証、年金証書、官公署発行

【持参するもの】

「写真付き住民基本台帳カード」の交付手数料免除申請は、免許証返納又は有効期限満了(誕生日の翌月同日)後1年以内に申請してください。

の免許証など)

・顔写真1枚

(6カ月以内で無帽・正面・無風景、裏面へ名前を記入、縦4.5cm×横3.5cm)

・印鑑

【運転免許証の更新を受けずに、有効期限が満了して1年以内の方】

満了した運転免許証を持参し、住民課・各支所窓口で交付申請する。

【持参するもの】

・有効期限が満了して1年以内の「運転免許証(受付で現物を確認後、写しを添付)

注:既に警察署へ有効期限切れの運転免許証を返納された方は経過を聴取します。

・顔写真1枚

(6カ月以内で無帽・正面・無風景、裏面へ名前を記入、縦4.5cm×横3.5cm)

・印鑑

カード発行には10日程度を要します。

(発行の準備ができ次第、役場からお知らせします。)

▼国民健康保険に関する届出のお願い

国民健康保険に加入されている方が、社会保険に加入された場合、原則として14日以内に町に資格喪失届出と併せて保険証を返還する必要があります。

また、会社等を退職され社会保険(任意継続をされている方や家族の扶養となる方を除く)の資格を喪失された場合も原則として14日以内に国民健康保険に加入する届出を行う必要があります。

この届出をせず資格喪失している国民健康保険証で病院等を受診した場合、国民健康保険が負担した医療費(例えば7割)を全額返還していただくこととなります。

現在国民健康保険に加入されている方が社会保険の被保険者(本人・家族)となられた場合又は社会保険を辞められた場合は必ず、福祉課又は各支所町民課に届出を行ってください。

なお、国民健康保険の加入・喪失の届出は世帯主の方が代わって行うことができます。

適正な医療給付を行うため、ご協力よろしくお願いいたします。